

# 大阪保育運動連絡会運営委員会ニュース No.188



大阪保育運動連絡会事務局

Tel 06-6763-4381

2023年2月14日発行

## 国が「保育士の配置基準の改善」に対して無視している現状に対して市町村議会から声（意見書）をあげよう！

4月から「こども家庭庁」スタートします。しかし、財源がどうなるかわからない中で、「異次元の少子化対策」と掛け声だけが空しく響いている現状です。特に50年～70年以上変わっていない配置基準に対してマスコミなどでも取り上げられ「現場の努力だけではもう限界」と保育者たちが声を上げていますが、その声も全く無視している状況です。

これまで署名で頑張ってきましたが、今度は保育関係者が「意見書」を国にあげるよう、地方議会へ働きかけましょう！



### 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書 の提出を求める陳情書

#### 要望の趣旨

1. 国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」を提出してください。

#### 理由

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されましたが、感染対策を徹底しながら、子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化が順次実施されており、2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっています。一方で、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が、基準制定以来70年以上一度も見直されてないことは、は由々しき事態と言わざるを得ません。

国は2023年4月に「こども家庭庁」を創設して、これまで以上に子ども関連施策の充実・推進をめざし、予算も倍増するとしています。それならば、いまこそ保育関係予算を大幅に増やし、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員、待遇の改善を国の責任ですすめるべきです。

つきましては貴議会（貴職）より、国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」を提出（採択）していただけるよう陳情いたします。

○○市議会議長 ○○ 様  
市町村名、議長名を書く

団体名  
代表者氏名  
住所

2023年 月 日

\* 手書きでOKです!!

現在、大阪で「意見書」があがっているのは…

大阪市・吹田市・摂津市・忠岡町です。

全国的には…

東京・栃木・兵庫・京都・神奈川・愛知・埼玉・鳥取・滋賀・高知・千葉・広島・北海道・福岡・沖縄・福島・奈良・石川・群馬・島根などの都道府県、市町村から上がっています。

全国知事会も2022年11月7日に「子どもの健やかな安全・安心な育ちのための提言」が出されています

#### 意見書ひな型

### 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されるようになったが、感染対策を徹底しながら、子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化が順次実施されており、2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっている。一方で、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が、基準制定以来70年以上一度も見直されてないことは、は由々しき事態と言わざるを得ない。

国は2023年4月に「こども家庭庁」を創設して、これまで以上に子ども関連施策の充実・推進をめざし、予算も倍増するとしている。それならば、いまこそ保育関係予算を大幅に増やし、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員、待遇の改善を国の責任ですすめるべきである。

よって、国におかれでは、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

1. 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を図ること。
2. 公定価格を引き上げ、保育士等の待遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣／財務大臣／厚生労働大臣  
文部科学大臣／内閣府特命担当大臣（少子化対策）  
衆議院議長／参議院議長

Q、具体的にどうやって「意見書」を上げてもらうの？

A、左の要望書に市町村名、議長名、日付、保育連名、代表者名、住所を書いて市役所の「議会事務局」に持つて行ってください。

Q、紹介議員がいますか？

A、陳情なので紹介議員はいません。

Q、提出の締め切りがありますか？

A、陳情書はいつでも出せます。今からなら3月議会に間に合うと思うので、すぐにとりくみましょう。

